

山梨県環境影響評価等技術審議会概要

日時 平成26年4月8日(火) 14:30~17:15

会議出席者

<環境影響評価等技術審議会委員>

石井委員、大久保委員、片谷委員、工藤委員、佐藤委員、鈴木委員、平林委員、
福原委員、湯本委員

<事業者>

昭和町役場都市整備課 秋山課長、伊藤主査
(株)山梨県環境科学検査センター 安部氏
新都市設計(株) 志村氏、中西氏

<事務局>

山梨県森林環境部 前沢次長
森林環境総務課 河西課長補佐、土橋副主幹、渡邊主任、三枝主事

次第

- 1 開会
- 2 森林環境部次長あいさつ
- 3 議事
議題1 甲府都市計画事業 昭和町常永土地区画整理事業 環境影響評価中間報告書
議題2 大月バイオマス発電事業 環境影響評価準備書
議題3 その他
- 4 閉会

資料

- 資料1 知事意見(骨子)
- 資料2 意見整理表
- 資料3 山梨県環境影響評価等技術審議会議事録(平成25年12月19日開催)
- 資料4 関係市町長の意見

1 開会

(進行 河西課長補佐)

本日は、皆様にはご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
ただ今より、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催いたします。

2 あいさつ

(進行 河西課長補佐)

それでは、お手元に配布しております次第に従いまして進めさせていただきます。
まず始めに、前沢森林環境部次長より、ごあいさつ申し上げます。

(前沢次長)

本日はお忙しいところ、技術審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の議題となる案件は、昭和町常永土地区画整理事業に係る中間報告書及び大月バイオマス発電事業に係る準備書の2件でございます。

昭和町常永土地区画整理事業の案件につきましては、前回の審議会及び関係市町からの意見等を踏まえて作成した、知事意見の骨子についてご審議いただきます。

また、大月バイオマス発電事業については、事業者からの説明ののち、委員の皆様にご審議いただきます。

限られた時間ではございますが、ご審議の程よろしく願いいたします。

委員の皆様には、引き続きお力添えをいただけますよう、お願い申しあげまして、挨拶とさせていただきます。

(進行 河西課長補佐)

続きまして、審議会の開催要件の可否について報告いたします。

本日は、15名の委員のうち、9名の出席をいただいておりますので、2分の1以上の出席が得られましたので、山梨県環境影響評価条例第47条第11項に基づき、本審議会が成立することができる旨、ご報告いたします。

ここで、配布資料の確認を行います。

次第、資料1、資料2、資料3、資料4、委員名簿

資料に不足がある場合には、事務局まで申し出てください。

続いて、当審議会を円滑に進行するため、傍聴人の皆様への留意事項を申し上げます。会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、発言に対して公然と賛否を表明しないこと。騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。以上、御協力をお願いいたします。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。

議長は条例第47条第10項に基づき、会長が務めることになっておりますので、片谷会長、議事進行をよろしく願います。

3 議 事

(進行：片谷会長)

案件の審査に入る前に、本審議会の運営方法について確認をお願いします。

本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会においてご議論いただきましたとおり、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とすること。また、議事録については、発言者名を含む議事録を公開する。ということでご確認をお願いします。

「希少動植物保護の観点」から、一部の審議については、非公開で行いますのでよろしくお願いいたします。

また、非公開の審議の際には、報道関係者及び傍聴人の方には、本会議室から退出願います。

以上、ご協力をお願いします。

本日の議題であります、「昭和町常永土地地区画整理事業 環境影響評価中間報告書」については、前回の審議での未回答部分について、事業者から説明いただいたのち、事務局が取りまとめた知事意見（骨子）について説明いただき、意見交換を行います。

また、大月バイオマス発電事業の案件については、事業者から説明を受けたのち、質疑応答及び意見交換を行いたいと思います。

なお、大月バイオマス発電事業の審議において、希少動植物に係る部分については、審議を非公開で行います。

議題1 甲府都市計画事業昭和町常永土地地区画整理事業 環境影響評価中間報告書

（片谷会長）

それでは議題1にはいります。

前回の審議で未回答だった部分について、事業者から説明をお願いいたします。

（事業者：伊藤主査）

昭和町役場都市整備課の伊藤です。本日は宜しくお願い致します。

本日は前回、12月19日の技術審議会の折、頂いたご意見に対し、保留になっていた部分を中心にご説明させていただきます。

今日までの経過ですが、前回の審議会の際もお伝えしましたが、中間報告書の縦覧について昨年12月10日から今年1月10日まで1ヶ月間行いましたが、昭和町及び、関係市である甲斐市、中央市において縦覧をされた方はいませんでした。

また、1月24日までに意見の提出を求めていましたが、同様に意見書についても提出はありませんでした。

現在は関係市町からの意見に基づいた知事意見を待っているような状況です。

では、前回保留になっていた部分についてご説明させていただきます。

まず最初に、中間報告書第2章（ページは - 16）（4）施設計画のところの大規模商業施設の利用者数についてですが、報告書の記載が現状として1540人となっていますが、こちらは単純に記載ミスでして、15,400人が正しい数字となります。

但し、ここで計画と現状とで記載がされていますが、こちらの現状の数字は平成20年3月に行われた大規模商業施設の規模を見直した際の計画変更の時の計画変更後の数字を使用しています。今年平成26年2月に大規模商業施設出店者に現在の利用者数の状況を確認をしたところ季節的な要因はあるものの平日は約12500人、休日は約25500人との事でした。休日については土曜日

23000人、日曜日28000人の平均値となっています。

また、大規模商業施設周辺道路の影響についてですが、大規模商業施設の出店者に交通量調査の実施を確認したところ、実施しているが公表できる段階ではない旨の回答を得ました。

周辺道路の影響については大規模商業施設開店以前に渋滞対策の為、本日お配りしました資料の『渋滞・交通安全対策関係資料』のように周辺道路の整備や交差点改良等を町及び県が実施し、渋滞対策会議等を行い、出店者には渋滞対策の為の交通誘導を要請し、確認した。

事業者としては、今後、幹線道路以外の道路を含め大規模商業施設周辺道路の利用状況等を踏まえ調査地点の設定について出店者に、指導、要請等をする事とします。

また、出店者に要請した箇所については事業完了後3年目（平成30年）に行う事としている調査地点に追加する事としています。

また、幹線道路以外の道路（裏道）等の交通量の状況については事後調査実施までに状況を把握するよう努め、調査地点に追加するよう検討していきたいと思っております。

次にP. - 10、水質の項目の事後調査の実施状況の欄で測定回数のところは6月から7月の降雨時とあり、資料編P.53資料8で12月に調査をしている理由を求められた件ですが、前回課長より、工事の最盛期が夏場をはずれ、12月になった旨をお伝えしましたが、確認をした結果、調査を12月に行った平成20年、22年度について、平成20年については事業当初の為、造成工事の実施については12月になったというような状況です。平成22年度については道路の整備が終了した箇所における歩道灯設置工事を年度当初に施工し新たに発注となる道路築造工事や整地工事等の造成工事を12月にかけて施工した為、これに併せて12月に調査の実施をしました。

また、魚の斃死事故について、説明を求められた件については前回課長がご説明したとおりですが、魚の斃死事故や濁り水等の事故も含め、緊急時の連絡体制としては施工業者から提出される施工計画書の中で緊急時の体制及び対応と言う事で連絡を関係機関にすることとなっております。区画整理事業については施工業者から施工管理者を通じ昭和町役場へ連絡をする事となっております。

また、施工業者や住民等から事故に関する通報があった場合は都市整備課あるいは通報を受けた部署から関係部署へ連絡し対応するようになっております。

町では通報を受けた後、関係部署及び下流域の市町村、主に中央市や河川管理者への連絡も併せて行います。

河川管理者については河川により異なりますが、町建設課、中北建設事務所河川砂防管理課、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所等があります。

また、環境関係の部署として関連のある県中北林務環境事務所にも併せて連絡しております。

次に、ショッピングモールができ、夜間の強い照明により昆虫類が大量に飛来して集まるということが起きていないかというご質問について、大規模商業施設出店者に確認をしたところ、照明に集まる蛾に関する苦情はないとのことでした。ただ、マイマイガの卵が壁面についているという連絡が1度あったというような状況だそうです。

それから、ビオトープ園・緑の回廊の検討ということで、ビオトープ園について今後どのように考えて管理するのか。というご意見がありましたが、ビオトープ園については今後専門家を交えて基本構想を策定することも視野に入れつつ検討したいと思っております。

保留になっていた部分についての説明は以上となります。宜しくご審議の程お願い致します。

（片谷会長）

説明を頂きました資料2が中心となりますが本編を含めまして、質疑を進めたいと思っております。先ずは、只今、説明がありました資料に網掛けをした箇所を順に確認します。

資料2のP.7(21行目)についてです。主に高木委員の質問ですが私も発言しております。事務局に高木委員から事前に意見は提出されていますか。

(土橋副主幹)

特に頂いておりません。

(片谷会長)

先ほどの説明により、計画来場者数が一桁間違っていたということであり、一桁増えたことで平日・休日の比率も常識的なものとなり、それが確認できたので、これでクリアになったと思います。基礎的な数値ですが、確認ができましたので、確認済みとしてよろしいでしょうか。

この件に関しご意見がございますか。

(委員)

意見なし

(片谷会長)

よろしいですか。それでは21~23行目までについては、確認できたという事とします。

続きまして、24行目です。騒音に係るものですが、私から交通量に係る調査について発言しています。これについては調査を実施しているが、未だ現時点では公表できる段階ではないということが出店者からの回答であると、報告されました。

公表していただければよかったのですが、まだ中間報告であるという判断であるようですので、これにつきましては、今後調査を継続し、ある時点で報告をしていただくということとします。

平成30年が報告時期と挙げられているので、事後調査の一環として行っていただくという事ですか。

(事務局：土橋副主幹)

事務局からお答えします。(事後調査計画では、)調査時期は平成30年が設定されていますので、事業者に行ってくださいタイミングは平成30年とし、それまでの間に必要な箇所、特に幹線道路以外の抜け道として使われている路地等について把握しておいていただき、そうしたところは調査地点に追加して頂ければよいと考えています。

(片谷会長)

これは中間報告書ですが、平成30年までの調査結果が事後調査結果となって出てくるという理解でよろしいですか。

(事務局：土橋副主幹)

そのとおりです。平成30年が中間報告という形になるのか、完了報告という形となるのかの差はありますが、平成30年のタイミングで報告されると考えています。

(片谷会長)

事務局からの補足説明では、今後平成30年までの間に調査が行われ中間報告書若しくは完了

報告書において結果が報告される予定でございますがいかがでしょうか。

今後、きちんと調査がされるのであれば、今回データは出てきておりませんが、今後の報告にある意味、先送りとなりますが、特に支障はないと判断いたします。

この件についてほかにご発言がありましたらお受けいたします。

(委員)

意見なし

(片谷会長)

では、ご了解いただけたものといたします。

続きまして、25行目の平林委員のご意見になりますが、いかがでしょうか。

(平林委員)

前日もご説明頂いていますが、「そうした時期に調査をした。」ということですが、もともと6月から7月の降雨時に現地調査を行うこととしている訳であり、しかもそれには目的があり、非常に強い雨が降った際に様々なもの、例えば切土や盛土等の礫等が流れ込んだ場合のコントロールとして、測定していると解釈しています。そのため表現を修正しておくことで、基本的には降雨時に調査を行っているが、「施工の際には、このような理由で調査を行っている」ということを明記しておく方が正直で良いかと思えます。

(片谷会長)

ただ今の意見について、事業者から意見はありますか。

(事業者：秋山課長)

おっしゃられたように表現を付け加えたいと考えます。

(片谷会長)

その他、この件についてご意見を伺います。よろしいでしょうか。

次に参ります。

(片谷会長)

P.9(26行目)について、本日、補足説明がありました魚類のへい死についてです。発言のあった平林委員ご意見はありますか。

(平林委員)

緊急時についてです。今回、このようにきちとした緊急時の体制及び対応が明らかになりましたので、これで結構です。

(片谷会長)

資料には個人名は入っておりませんが、連絡体制等が確保されているという報告を受けましたので、確認済みとさせていただきたいと思えます。

続いて、P.10の29行目についてです。照明による昆虫の集中についてです。平林委員いかがですか。

(平林委員)

説明の様なことはまれなので、一般的にはあまり考えられませんが、住民の方から、「そのような状況であり問題がない」という事であれば、本日の説明内容で良いと考えています。

(片谷会長)

昆虫のことは専門外ですが、ある時期に一度急に発生し、集中するという事が無いとは言えないと思います。今後そうしたことが起こった場合には、迅速な対応がとられるように、町としても心にとどめておいていただきたいと思います。

この件について、他にご意見がありましたら伺います。

(委員)

意見なし

(片谷会長)

続きまして31行目、ビオトープに関する大久保委員や田中委員のご意見です。大久保委員いかがでしょうか。

(大久保委員)

ビオトープについて前回、私から発言しましたが雑草で汚い場所にならないように、という事です。というのは、ビオトープを作る場合、いつの時代のビオトープなのかということです。

要するに人と自然とが関わりあいから自然景観や自然の植物があると思います。例えば、私たちが小さいころのように、田んぼの脇を歩くとトノサマガエルが次々と逃げ出すという時代のビオトープなのか、それならば、これからの管理については人が相当関与しなければなりません。

その辺りが詳しく記載されていないという事です。また、人が入ってはいけない、というのでなくとも良いと思います。管理は大変だとは思いますが、いつの時代のビオトープとするのか、ビジョンをはっきりさせる必要があります。

管理体制の問題ですが、中間報告書を見ると学校と非常に関係があるようですが、周囲の学校がそれを承諾しているのかです。それをもらってしまい管理が大変で、逆に迷惑であるということであれば長続きしません。その辺りの関係はどのようになっているのか、非常に良いことではありますが心配です。

(片谷会長)

どのように作り、どのように管理するかが重要な課題であるというご指摘であり、特に大久保委員から、学校との関係はどのようになっているのかというご質問ですが、いかがでしょう。

(事業者：秋山課長)

ビジョンについては専門家に相談をしており、今から基本的な構想を立ち上げ、どうするのか、人が入れないようなビオトープを作ってしまうと、周りに住んでいる人達のためのものであるの

か、なんなのかわからなくなる。できることなら周りに住む人達の協力を得て、親しみが持てるものにした方が、良いのではないかと個人的には思っておりますが、専門家を交える中で作っていきたくて考えています。

近くに常永小学校があり、そこにもビオトープと呼ばれる、流れとちょっとした庭園があります。これをまた、学校に管理をお願いすることは少し難しいと考えており、最終的には町が管理をするのですが、可能であれば周りの住民を巻き込む中で管理していくことが望ましいと、今は考えています。

(大久保委員)

素晴らしいビオトープというのは、年配の方々が「昔こういうものがあったね」というのがほしいのです。また植栽には、ガマやオギ等極端に増える植物の導入を考えていますが、増えすぎてしまうことが心配です。昔、メダカが住んでいたような環境を考慮しながらビオトープを作り管理をしていかなければいけないのではないかと思います。

報告書では、とても増えるような種を植えていますが、カワジシャについても同様です。環境省(のレッドデータブック)においては絶滅危惧植物に入っていますが、山梨県においては、あらゆる河川に生育しています。イヌハギも同様です。これを蒔いてしまうと、荒地を作るようなものです。絶滅危惧種であるから保護するのではなく全体を考慮して、しっかり検討しなければ後で困ることになると思います。

(片谷会長)

大久保委員の指摘を念頭においていただき、又、事業者の回答では周辺住民にも加わっていただいていたという発言もありました。是非、そのような方向でしっかりとした計画と管理を進めていただきたいと思います。

この件については、田中委員からも発言がありました。本日は欠席ですが、追加の意見は出ていますでしょうか。

(事務局：土橋副主幹)

資料は、ご用意しておりませんが、田中委員からは、管理についても専門家に見てもらうこと、また、県も関与するようという事でしたので意見案に反映してあります。

(片谷会長)

ありがとうございました。アセスは報告書を出したら終わりではありませんので、タイミング毎に随時事務局と協議し、より良い対応を図っていただきたいと思います。

この件について、他にご意見がありましたら伺います。

(委員)

意見なし

(片谷会長)

これで網掛けの部分は全て済みましたが、全体を通してご意見がございましたら承ります。よろしいでしょうか。

(委員)

意見なし

(片谷会長)

では、特に追加意見は無いので、意見交換は終了させていただきます。

今までの審議や、関係市長からの意見などを取りまとめた知事意見の素案が作成されておりますので、これについて審議を進めさせていただきます。

これにつきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局：土橋副主幹)

それでは、事務局から知事意見の骨子を説明させていただきます。

知事意見の骨子を取りまとめるにあたっては、資料2意見整理表のように、前回の技術審議会の意見とそれに対する事業者の見解、それから事務局からの補足を整理させていただきました。

事前に送付させていただいたものと一部追加した部分もございますので、そういった部分を簡単に説明させていただきます。骨子の説明に入らせていただきます。

資料2の2行目になりますが、事務局からの補足事項として追加させていただきました。今後も確実にモニタリングを実施していただくということと、補正評価書に記載した事項を確実に実施していただくということ。もう一つは環境保全措置の内容については、モニタリング結果に応じて柔軟に見直しをしていただいて、一層の環境への負荷の低減に努めていただきたいという部分について、補足させていただきました。そういった中で、知事意見の骨子としましては、資料の1でございますが、全般的な事項として継続的なモニタリング等の実施としております。読み上げますが、引き続き環境影響評価書(補正後)に記載したモニタリング及び環境保全措置を実施するとともに、モニタリングの結果に応じ、柔軟に環境保全措置の内容を見直し、環境への負荷の低減に努めること。ということ事務局サイドとして補足させていただきました。

続きまして2つ目の意見ですが、資料2の3行目から17行目です。これについては、資料4のとおり、中央市から意見書の提出をいただいております。これを意見ごと、環境影響評価の項目ごとに整理したものが3行目から17行目になっております。多岐にわたってご意見をいただいております。事務局から実際に何か問題が起きてこのような意見をいただいたのかどうか、確認をいたしました。その結果、現時点で懸案事項や苦情等はないが、事後調査の結果や調査の内容については、より頻繁に情報提供していただきたい。ということが意見の主旨であることを確認いたしました。各意見については、概ね中間報告書に記載されている内容でフォローされていると思われましたので、そういった部分で知事意見骨子としては、地元に対して十分な情報提供をお願いしたいということで、全般的事項のモニタリング結果の積極的な公表という形に整理いたしました。本文は、モニタリング等の結果及び環境保全措置の実施状況については、地元自治体等の協力を得る中で、地域住民及び関係市町に対し積極的に情報提供すること。併せて、その実施状況については、次回以降の事業の実施中及び実施後の手続(以下「事後の手続」という。)において報告すること。ということで、次回以降の報告の際には、こういった形で情報提供してきたのかということも併せて中間報告書若しくは完了報告書に記載していただけるように、この部分を追加させていただきました。

3つ目になりますが、資料2の18行目になります。当該事業については、造成工事が終了し

たのちに土地区画整理組合が解散して、その後昭和町に事務等が移管されることになっておりますので、事業を引き継いだのちにも評価書（補正後）に記載された事後調査を確実に行っていただけるようにということで、事業の引き継ぎに時の対応という項目を入れました。内容については、対象事業に係る管理・運営等を昭和町若しくは他の事業者を引き継ぐ場合、環境影響評価書（補正後）及び中間報告書に記載したモニタリング及び環境保全措置等が確実に実施されるよう、引き継ぎに関する資料に明記すること。ということで、引き継ぎ時に書面等で確実に保全措置等も引き継がれるようにご配慮をお願いしたいということ意見を意として入れさせていただきました。

このあたりまでが、過去の経緯を踏まえて、事務局から追加してはいかがでしょうということで記載させていただいた部分になります。

引き続いて、資料2のP.6から斜線がついてあるところがございます。これについては、前回の協議等の中で、先生方の質問に対する事業者の回答で内容が確認できているとこちらで判断させていただいた部分につきましては、内容確認済みということで、知事意見には反映しないということで整理させていただきました。

後程最終確認をさせていただきたいと思いますが、本日事業者から回答いただいた部分については、本日の意見を聴いたのちに整理するというにしておりますが、これまでの議論では概ね内容が確認できたということで、知事意見に反映することはないのかという理解ですが、後程ご意見いただければと思います。

続いてp.10の30行目になります。計画地南側の環境保全ゾーンにおいては、現在のところ休耕田の状況把握となっているが、今後当該地を利用した環境保全措置が継続的に行われるよう、具体的なルール作りを検討する必要がある。ということで、これは前回意見交換の場に出てこない部分でしたので、事務局から補足させていただきました。計画地の外側にオフサイトで休耕田を使った湿地を確保して運営していくことで、計画地内で失われた部分を少しでも代償していくというのが、本事業にとって生態系関係の環境保全措置としてはオフサイトという特殊な方法を選択しておりますので、そういった部分についての記載がありました。議論が及んでおりませんでしたので、追加させていただきました。これについては、休耕田の管理を湿地として継続的に管理していくためには、地域に協力していただいたり、関係者に理解していただかなければいけないということもございますので、そういった準備を行っていただくということで、事後調査の時期までは事業終了後2年、5年、10年で事後調査するタイミングになっておりますので、そういった時期にも継続的に行われるような組織づくり等をしっかりやっていただきたいということで、動植物の関係として意見を入れさせていただきました。これについては、個別的事項の1番に植物・動物ということで記載させていただきました。文章をご確認いただければと思います。

続きまして、2の生態系についてです。ビオトープ園についてはテーマをもってやっていただく必要があります。それから管理方法がありますので、どのような形にするのかということと、管理方法を踏まえた検討を、専門家の意見を聴きながら進めて行っていただきたいということ。それから事業内容が最終的に固まってしまう前に県に情報提供していただく中で進めていただきたいということ記載させていただいております。

項目としては最後になりますが、風景景観になります。これについては、前回のご説明の中で町の中の緑化ということで、生垣推進に関する補助制度がございます。これについては、報告内で活用状況が非常に低いということがございますので、そこについては、利用状況を増やしてい

ただくということと、それでうまくいかない場合には別の方法も検討していただくということ意見をとして入れさせていただきます。

最後の意見になりますが、大規模商業施設の関係で、景観・風景の2つ目の意見になります。これについては、大規模商業施設については事業者がデザイン等を決められる立場ではないということもございますので、今後も継続的に、施設のリニューアルなど外観を変更する場合には、引き続き景観への配慮について、事業者若しくは引き継いだ事業者が、施設設置者に要請していただきたいということで記載しております。これについても各意見と同様に、実施状況等については、次回以降の報告の中でご説明いただきたいという形でまとめております。

事務局からの説明は、以上になります。

(片谷会長)

事務局から示された、資料1(知事意見の骨子)については、資料2(意見整理票)が基になっています。また、関連する資料として資料4(市町長意見)をご覧ください、質疑を進めてゆきたいと思います。

知事意見の骨子はボリュームがそれほどないのですが、今回は最終的にはこのレベルのもので知事意見を出すという想定ですか。

(事務局：土橋副主幹)

そのとおりです。

(片谷会長)

これは、骨子というより、知事意見の文面の(案)であると考えていただいてもよろしいと思います。

リニアに比べると極めてコンパクトになっている印象が強いですが、これは中間報告書ですので、この段階でたくさんの意見が出るようになっては困りますので、2ページのコンパクトなものになっていると個人的には理解しています。順番は定めませんので、案について、特に事務局提案により追加された項目もありますので、関連する専門分野や近い分野の委員の方には確認をしていただきたいと思います。

どこからでも結構です。

(福原委員)

事業を積み重ね、第4次で完成すると考えますが、私の分野と景観に関連しますが、こうした場所では自然景観とマッチするようにという事で、音についても機能一点張りではなく、盛土等により精一杯検討されていることはありがたいと思います。ただ、中間報告書の中の写真を確認した時に、私が例として挙げました1m程度の盛土により、崩落等をしないようにすれば効果があるのではないかとお話をしました。至近な例において、私の住んでいる場所の近くにも出店者による同様のモールがあり、そこでは騒音対策ではなく、修景のために盛土に植栽をしているのですが、中低木を植え、生育したことにより、見通しがきかなくなり、場内を走行する車両同士の事故が起り始めていると聞きます。

そうしたことが無いような方法により対応していかなければ、いけないのではないかとこの事を参考に申しあげておきます。

(片谷会長)

特に文案に書き加えるという事とではなく、アドバイスとして事務局にも記録しておいていただきたい点です。

本県においては、知事意見の形成の際に事業者にも同席していただいていますので、今のことは十分に伝わったと思います。知事意見には追加いたしません、補足意見があったという事で認識しておいてください。

特に、事務局提案により追加されている、個別的事項の1つ目の植物、動物、生態系のオフサイト方式ですが、これについては生物系の先生方のご意見、ご了解を頂いたうえで進める必要があります。

大久保委員いかがでしょうか。

(大久保委員)

これ以上ありません

(片谷会長)

佐藤委員、いかがでしょうか。

(佐藤委員)

ありません。

(鈴木委員)

とくにありません。

(湯本委員)

休耕田の利用という事もあるのですが、もう一つの考え方としては休耕田を水田として使うという事がビオトープの考え方の中にあっても良いのではないかと思います。特に水生の動物たちの場合は、水田を生活の所としているものもいますので、湿地とするよりも管理面では水田とした方がきちんと管理ができるのではないかと思います。

(片谷会長)

ありがとうございます。それも参考のご意見として、記録にとどめておいていただきたいと思います。

続きまして、景観・風景についてです。(1)が事務局提案により追加されている項目ですが、元の意見は福原委員もかかわっています。専門に近い石井委員いかがでしょうか。

(石井委員)

前回欠席しているので、議事録で確認をしておりますが、以前から上物については規制ができないという事は理解していますので、(1)も努力目標としては良いのではないのでしょうか。確認ですが、昭和町の景観計画はどのようになっていますか。策定されていないですね。今後も当分の間予定はないのですか。

(事業者：秋山課長)

考えなくてはいけないとは思っておりますが、今のところは予定がありません。

(石井委員)

それがあれば、話は早いのですが、是非、景観計画を策定していただきたい。昭和町は中央自動車道を降りた場所若しくはその周辺に当たり、山梨県の入り口の役割を果たしています。この事業にもかかわってくるとは思いますが、その辺りから整備していただきたいとします。

(片谷会長)

関連は深いですが、これについてはそうした提言があったということでとどめさせていただきたいとします。福原委員はいかがですか。

(福原委員)

先ほどのとおりです。

(片谷会長)

目隠しになるような植栽は避けるという注意事項でしたのでよろしくお願ひします。工藤委員からご意見はございますか。

(工藤委員)

特にございません。

(片谷会長)

では、中間報告書に対する知事意見の案につきましては、本日の時点で大枠としてご了解いただけたとさせていただきます。今後は文言等の調整が入ると思ひます。その期間内は追加のご意見、そして本日欠席の委員からのご指摘が入る可能性がありますので、本日ご出席の委員におかれましては一週間以内であれば追加意見等を提出いただければ反映できるタイミングとのことですので、お気づきのことがありましたら事務局あてにメール等で意見を提出いただくという事でお願ひします。

事務局から欠席委員にもその旨連絡しておいてください。

この件につきましては、集まって審議するのは今回が最終となりますので、通例となりますが、会長にご一任願えますでしょうか。

(委員)

異議なし

(片谷会長)

ありがとうございます。ではそのようにさせていただきます。この件につきましては、5月8日が提出期限ですのでそれまでに事務局と私とで詰めさせていただきます。

ありがとうございました。本件につきましては以上とさせていただきます。

事業者の皆様お疲れ様でした。

議題2 大月バイオマス発電事業 環境影響評価準備書

<事業者>

大月バイオマス発電(株) 有坂秀彦

新エネルギー資源開発(株) 取締役 森一晃、取締役 石塚英明

(株)環境研究センター 代表取締役 片野明、環境事業部長 三浦光通、調査部部長 岡田正夫、
調査部課長 北坂晋、調査部課長 勝間信之、調査部主任 飯村平

(片谷会長)

それでは、本日の議題の2つ目、大月バイオマス発電事業の環境影響評価準備書に関する審議を行います。

本件については、本日が準備書審議の1回目ということでございますので、まずこれまでの本件に関する手続きの経緯等に関しまして、事務局から説明していただいた上で、事業者からの説明を受けたいと存じます。

では、事務局からお願いします。

(事務局 土橋副主幹)

事務局から、本件につきましてこれまでの手続きの概況を説明させていただきます。

平成24年1月24日から方法書手続きに着手しております。事業については、工場又は事業場の建設事業として本県の環境影響評価条例第2分類事業になっております。関係地域については、大月市、都留市、甲州市でありまして、このうち大月市が事業実施区域となっております。

手続きの流れとしては、平成24年1月4日から2月3日まで方法書を縦覧しまして、住民等の意見については、2月17日まで意見募集をしております。そうした中で、2月22日に、事業者から住民等から意見がなかった旨の報告がありました。それを受けて、県としては条例に基づく公聴会は開催しておりません。技術審議会については、平成24年2月7日、3月27日、4月13日、4月27日と、この時期は他の案件もございましたので、回数を重ねる中で審議を進めてまいりました。最終的に方法書の意見書を提出したのが、平成24年5月18日になっております。

それから約2年弱かけまして、準備書を作成するための環境調査、予測評価等を事業者が実施しまして、本年3月17日から準備書の縦覧を開始しました。縦覧期間は4月16日までで、現在は縦覧期間中になります。意見書の提出期限としては、4月30日になっております。

(片谷会長)

では、続きまして事業者から準備書の概要等について説明をお願いいたします。

(事業者 森氏)

それでは、まず簡単に本事業の概要を説明させていただきます。

本件事業につきましては、木質の燃料を使用した木質専焼のバイオマス発電を計画しております。利用する燃料につきましては、剪定枝、森林資源である間伐材、木材加工所から発生する端材等の木材を破砕しチップ化したものを燃料として利用する計画でございます。

発電設備については、電力買い取り制度に基づくFITの大臣認定を取得する計画でございます。

（片谷会長）

すみません。準備書に記載されている内容であれば、準備書のページ数を説明していただけると確認しやすくなりますので、お願いいたします。

（事業者 森氏）

計画の概要については、第1章事業計画概要、1 - 1ページに記載されている通りでございます。概要につきましては、準備書の第3章3 - 1事業特性に記載されている通りでございます。続きまして、評価の内容について、コンサルから説明させていただきます。

（事業者 北坂氏）

環境研究センターの北坂と申します。準備書の概要について説明させていただきます。

まず、大気汚染になります。現況調査においては、計画地、周辺地域、道路国道20号線沿道の3か所で測定を実施しました。

（事業者 飯村氏）

現況の結果ですが、10 1 4ページになります。現況調査の結果一覧を掲載いたしました。期間平均値ですが、事業計画地域においては、現況で環境基準値を満たしている状況でした。10 1 5ページに、周辺地域の結果を示しております。こちらについても環境基準を満たしております。現況については、道路沿道については、10 1 26ページに掲載しております。工事中の資材の運搬車両や稼働時の燃料の運搬車両の予測に使用するデータですが、現況の道路の結果としても、環境基準を満たしている結果でした。

次に予測になりますが、建設機械稼働時に伴う予測及び評価の結果をご説明いたします。10 1 24ページの下表になります。日平均値の年間98%値と2%除外値で二酸化窒素と浮遊粒子状物質を予測しました。その結果、環境基準よりも低い値となりました。

建設機械の稼働に伴う影響については、環境基準値よりも低かったのですが、環境保全措置を実施することにより、もう少し低減させることとしております。10 1 23ページに環境保全措置を記載しております。

（片谷会長）

別の資料を準備しているようですので、そちらを利用して説明していただき、細かい質疑になった際に準備書の該当ページをご覧になりながら、行いましょう。

（事業者 北坂氏）

配布資料の8ページです。建設機械の稼働に伴う大気質への影響の環境保全措置として、「排出ガス対策型建設機械の採用」「工事区域周囲への仮囲い、散水」「工事工程の平準化」となっております。それに対して、低減を図ることを考えております。

続きまして9ページ、工事中の資材の運搬等の車両走行に伴う大気質への影響についての予測結果になります。二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、環境基準を満たしております。それに対して、環境保全措置として、「最新の排出ガス規制適合車の採用」「資材の運搬等の車両の集中回

避」「飛散防止カバーの点検」「タイヤの清掃、車両出入り口付近の路面散水」を採用し、これらにより低減を図ることとしています。

次ページに参りまして、発電所の稼働に伴う大気質への影響について、予測及び評価は、長期平均濃度予測において、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類ともに環境基準値を満たしておりました。

また、短期高濃度予測については、危険気象とダウンウォッシュ時、逆転層の3つの気象条件について、短期高濃度予測を実施しまして、すべての項目について、環境基準を満たしております。条件としては、煙突高さ35mに設定して予測しました。

次にPM_{2.5}、微小粒子状物質濃度予測についての予測です。予測結果については、環境基準を満たしておりました。環境保全措置については、「定期的な設備の点検・整備」「生木屑チップ等燃料の受入基準の設定」「ボイラーでの二段燃焼」により低減を図っております。

さらに、環境保全措置として、焼却炉においては、「消石灰の噴霧」「バグフィルターによる除じん」「燃焼温度の管理」により低減を図っております。

次に木屑チップ等燃料の運搬等の車両走行に伴う大気質への影響になります。予測結果については、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに環境基準を満たしておりました。保全措置としては、「最新の排出ガス規制適合車の採用」「生木屑チップ等燃料の運搬等の車両の集中回避」「飛散防止カバーの点検、タイヤの清掃、車両出入り口付近の路面散水」により、低減を図っております。

次に悪臭については、現況調査を計画地内と北側の住居地域で行いましたが、ともに悪臭物質濃度及び臭気指数において規制基準値を満たしておりました。

予測及び評価の結果については、発生源として燃料保管倉庫の搬入口ですが、群馬県にあるほぼ同仕様の「吾妻バイオマス発電所」における悪臭の状況として、事後調査を実施しております。発生源として、搬入倉庫の出入り口前で臭気指数が15、30mほど離れた敷地境界においては、定量下限未満でした。

次に、煙突の排出口からの周辺への影響についてです。大気質の短期高濃度予測と同様の条件を設定し、3つのパターンとも規制基準値を十分に満たしました。

環境保全措置については、燃料保管庫において「使用燃料の保管期間の設定」「燃料保管倉庫の負圧管理」「燃料保管倉庫内の清掃」により低減を図っております。さらにボイラーの運用において、「使用燃料を生木屑チップのみとする」「内部循環式流動床ボイラーの採用」により低減を図っております。

次に騒音について、調査は計画地と計画地北側にある周辺地域、居住地域ですが、こちらで実施しました。計画地においては、平日夜間において1デシベル程度超えておりましたが、計画地付近には、木が生えており、それが風により擦れる音や国道20号の残響音等により超過したと判断しております。

次に調査結果について、騒音規制法についてですけれども、特に規制基準値を満たしている状況でございました。

次ページになりますが、国道20号線の道路沿道についてですが、平日休日ともに環境基準を超過しておりました。かなりの幹線道路ですので、大型車両の走行が頻繁にあり、既に高い騒音にある状況でした。

道路沿道の自動車騒音の要請限度に対する結果ですが、環境基準は満たしておりました。

次に建設機械の稼働に伴う騒音の影響になります。予測結果においては、ほぼ増減はありましたが、規制基準値は満たしております。保全措置については、「建設機械の効率的な稼働」「低騒音型

建設機械の選定」により回避及び低減を図っております。

次ページになります。工事中の資材の運搬等の車両の走行に伴う騒音による影響について、予測結果は、環境基準を超過しておりますが、現状と比較して、0.02デシベル増加するということでほとんど負荷されていない状況でした。

次に工事中の資材の運搬等の車両走行に伴う騒音による影響に係る環境保全措置について、「資材の運搬車両の適切な運行計画の策定」により低減を図っております。

次ページになります。発電所の稼働に伴う騒音による影響の予測及び評価の結果です。敷地境界においては、夜間ですが規制基準値を満たしております。環境保全措置については、「計画地内における騒音低減対策の実施」「計画地の周囲における騒音低減対策の実施」により低減を図っております。

次ページになります。生木屑等燃料の運搬等の車両走行に伴う騒音による影響の予測及び評価の結果です。こちらも工事中の資材等の運搬等の車両と同様で、ほぼ増加は見られず現状と同じ結果でした。環境基準は超過しております。

環境保全措置については、「生木屑チップ等燃料運搬等の車両の適切な運行計画の策定」により低減を図っております。

次に空気振動になります。ここでは空気振動と記載しておりますが、一般に言われる低周波音として説明させていただきます。調査場所については、計画地と周辺地域で実施いたしました。調査結果については、G特性で評価いたしましたが、参照値と比べて低い値でした。

発電所の稼働に伴う空気振動による影響の予測及び評価結果です。周辺地域として計画地对岸の最寄民家において予測しましたが、77デシベルとなりました。この結果は、目標値となっておりますが、低周波音の参照値としての92デシベルを設定し、基準値に対して満たしている状況でした。

次に環境保全措置ですが、「蒸気復水器の点検・管理の実施」「蒸気復水器の遮音対策の実施」により低減を図っております。

次に振動になります。振動の現地調査については、騒音と同様に計画地と周辺地域、それから国道20号の3か所で実施いたしました。結果については、計画地においてはすべての日及び時間帯において定量下限値付近の数値で規制基準値を満たしております。国道20号線においては、先ほどと同様、32デシベルが最も高い値で、要請限度を満たしております。

次に建設機械の稼働に伴う振動による影響の予測評価の結果です。予測結果においては、敷地境界で53～59デシベルになっております。対岸民家においては、定量下限値未満の数値になっております。

次に建設機械の稼働に伴う振動による影響の環境保全措置についてですけれども、「建設機械の効率的な稼働」「低振動型建設機械の選定」による回避及び低減を図っております。

工事中の資材の運搬等の車両走行に伴う振動による影響の予測及び評価結果ですけれども、基準を満たしております。次ページの環境保全措置ですが、「資材の運搬車両の適切な運行計画の策定」となっております。

次に発電所の稼働に伴う振動による影響の予測及び評価結果です。規制基準に対して十分満たしております。次ページで環境保全措置ですけれども、「各発生源の適切な管理による振動低減対策の実施」により低減を図っております。

次に生木屑チップ等燃料の運搬等の車両走行に伴う振動による影響ですけれども、環境基準を満たしております。環境保全措置については、「生木屑チップ等燃料の運搬等の車両の適切な運行計

画の策定」により低減を図っております。

次に水質汚濁についてですが、笹子川に流入する沢2地点、笹子川4地点を調査しました。生活環境項目について、秋と夏について大腸菌群数が環境基準値を超過しましたが、それ以外はすべて環境基準を下回っていた。健康項目については、すべての地点で環境基準を下回っていた。

次ページになります。発電所の稼働に伴う水質への影響について、pH、BOD、SSと水温について予測しましたが、排水量が少ないためすべて満たしております。環境保全措置として、「チラーでの水温管理」「排水槽での中和・凝集沈殿処理」による低減を図っていきます。また「排水槽での浄化処理」「排水槽での流量調整」により低減を図っております。

工事に伴う降雨時の濁水の影響について、浮遊物質量は濁水の流入前と比較して8%程度で軽微な増加という結果になっております。これに対する環境保全措置として、「工事区域の区分け」「仮設沈砂池の適切な規模設定」により低減しております。さらに、「仮設沈砂池の点検・管理」「強雨時の対応」により低減を図っております。

次ページで、工事に伴う水底の底質への影響になります。調査結果は、表のとおりです。予測及び評価の結果については、工事の実施において、全窒素、全リンに係る物質や有害物質の持ち込みがないということで、問題ないという結果になっております。環境保全措置については「全窒素、全リンに係る物質や有害物質の持ち込み及び使用をしない」「発生する污泥の適切な処理」「河川の見回り・清掃」により低減を図っております。

次に水象です。調査結果は、6地点の結果を掲載しております。河川の水象への影響として、現在の流量に対しての発電所からの排水に対する予測の流量になりますが、増加率が多くとも0.13%である軽微増加という結果になっております。環境保全措置としまして、排水槽での流量調整により低減を図っております。

次ページですが、発電所の稼働に伴う地下水の水象への影響で、現地で揚水試験を実施しまして、表のとおり結果となっております。地下水位の測定結果になりますが、1年間調査をしましたが、ほとんど水位が変化しない結果でありました。

次ページで、予測評価の結果ですが、今回発電所の用水として1日36m³となっており、揚水試験の結果が、43.2m³となっておりますので、この結果より少ない取水量として問題ないという結果となっております。また、地盤についても、N値について、94~300以上の頁岩、固い岩盤の分布が地表面から39mから56m付近に地下水脈があることも予測しており、基礎工事における支持層での頁岩へ達するような工事がないことから、地下水脈に対する影響はないと予測しております。

環境保全措置については、本事業では発電所の稼働に伴う地下水の水象への直接的な改変は行われないことから、環境保全措置は講じないこととしております。

(片谷会長)

説明時間を短縮する努力をお願いいたします。説明後に質疑を行いますので。

(事業者 北坂氏)

次に地盤沈下ですけれども、環境保全措置として「揚水量の調整」「取水する地層の選定」により低減を図っております。

地形及び地質の予測結果は、事業により改変又は消失する重要な地形及び地質は存在しないため、影響がないと考えております。環境保全措置は講じません。

次に工事に伴う急傾斜地及び不安定地形への影響については、問題がないということで、影響がないと考えており、環境保全措置は講じません。

日照障害については、結果は表のとおりです。予測評価の結果については、煙突高さを35m、50m、70mの3パターンにより日影の長さを予測評価しました。環境保全措置としては、3案の中で、一番影響が少ない35mに煙突高さを設定することにより影響の低減を図っております。

(事業者 勝間氏)

動植物を担当しました勝間と申します。よろしくお願いたします。

植物の結果ですが、計画地及び周辺には240種の植物が確認されました。そのうち、カワモズク、ツルカノコソウ、ヒエガエリの3種が保全すべき植物種として確認されております。この3種の予測及び評価の結果を記載しております。

次ページには環境保全措置として、カワモズクだけですが、環境保全措置の内容を記載しております。他の2種については、影響がないと予測しております。

陸上動物については、鳥類が8目25科52種、哺乳類が7目13科19種、両性・爬虫類が2目7科12種、昆虫類が17目121科729種が確認されております。このうち、保全すべき種として10種を抽出しております。鳥類がオシドリ、ハイタカ。哺乳類がカワネズミ、ムササビ、カヤネズミ、ツキノワグマ。爬虫類がタカチホヘビ、シマヘビ。昆虫類がオオムラサキ、トゲアリ。について予測評価を行っております。長いために省略させていただきます。陸上動物に対する環境保全措置として「工事時間の限定」「草地・樹林環境の保全」「濁水防止策の実施」「廃棄物・ごみ処理方法の徹底化」「作業員への環境配慮指導の徹底」「ロードキル防止の注意喚起」「緑地緩衝帯の維持管理」を環境保全措置として掲載しております。これにより回避低減が図られるとしております。

水生生物ですけれども、魚類が3目3科4種、底生動物が20目84科280種、付着藻類が9目18科87種が確認されております。このうち保全すべき種としてヒラマキミズマイマイが確認されております。次ページに予測評価を記載しております。環境保全措置として、「濁水防止策の実施」「廃棄物・ごみ処理方法の徹底化」「作業員への環境配慮指導の徹底」「適切な排水計画の実施」により回避低減が図れるとしております。

生態系についてですが、確認した動植物から環境の類型区分と生息種を整理しております。下の段に食物連鎖の模式図です。

次ページにいて、上位性の観点からクマタカ、アオサギ、キツネ、カワネズミ、ニッコウイワナの5種。典型性の観点から草地環境、カヤネズミ、ホンドジカ、カジカガエル、アブラハヤ、ウルマーシマトビケラの6種。特殊性の観点からミヤマカクツツトビケラ、カワモズクの2種を選定しております。それらの予測及び評価の結果を表に記載しております。長いので省略させていただきます。

これらの環境保全措置として、「草地環境の創出」「濁水防止策の実施」「ロードキル防止の注意喚起」「工事時間帯の限定」などを環境保全として考えております。また、「クマタカの繁殖期に配慮した工事工程」「工事時間帯の限定」「ロードキル防止の注意喚起」「昆虫類の誘因効果が低い夜間照明の設定」により回避低減を図ります。

次ページにいきまして、景観・風景に入ります。調査結果から申し上げますと、主要な眺望地点4か所、国道20号沿い及び原地区沿道の2ルートから計画地を見ると、事業による景観・風景への影響が大きいとされる地点・ルートは笹子河川親水公園、国道20号沿道の一部、原地区沿道の

2地点1ルートであった。予測及び評価の結果を記載してあります。環境保全措置として、「緑化の実施」「建物等の色彩及び形状の配慮」「維持管理上の配慮」「煙突高による景観の配慮」を講じることとしております。効果をそれぞれ記載してあります。

人と自然との触れ合い活動の場について、3地点調査を行いました。調査結果として、笹子河川親水公園については、ラジコンヘリ、スポーツ、ドッグラン、キャンプ等利用形態は多岐にわたっていました。また、冬季は釣り人の駐車が多かったです。滝子山登山口については、利用客の大半は滝子山に登る登山者でした。季節別にみるとゴールデンウィークに最も多くの利用者がありました。笹子川では、釣り客のほか、川辺でバーベキューを楽しむ観光客、地元の若者が水遊びをするなどの利用が見られました。次ページに予測評価の結果を記載してあります。環境保全の措置については、「濁水防止策の実施」「緑化の実施」「建物等の色彩及び形状の配慮」「緑地の維持管理」により低減を図ります。

(事業者 北坂氏)

引き続き、工事に伴う廃棄物発生土についてですが、予測評価結果は表のとおりです。環境保全措置については、「分別・減量に関する指導」「リサイクル可能な委託先の選定による最終処分量の抑制」により低減を図っております。

次に施設の稼働に伴う廃棄物発生土ですが、予測結果については、記載された通りです。環境保全措置については、「循環方式での水使用量の適正な管理」「空冷式蒸気復水器の採用」により低減を図ることとしております。また、「生木屑チップ等燃料の受入基準の設定」「焼却灰の飛散防止」により低減を図っております。さらに「焼却灰の最終処分量の抑制」「汚泥発生量の適正な管理」により低減を図ります。

次ページで、大気汚染物質に係る予測及び評価の結果は、記載のとおりです。環境保全措置としても大気汚染の項目で示したとおりです。

ダイオキシン類の発生に対する環境保全措置については、「使用燃料を生木屑チップのみとする」「燃烧温度の管理」「排出量の管理」を行うことにより低減を図っております。

次に温室効果ガス等の予測及び評価について、発電所の稼働に伴う温室効果ガスについてですが、記載のとおり削減されることとなっております。次ページで環境保全措置を記載してありますが、「生木屑チップ等燃料の受入基準の設定」「燃烧温度の適正な管理」「温暖化対策意識の啓発活動」により低減を図っております。

最後に、煙突高さの複数案について、大気汚染の結果、悪臭、日照障害、景観・風景を総合的に判断して、大気については、高さによる影響の度合いの違いが少なく、景観については70mになると背後地の山のスカイラインを超えてしまうということもあり、総合的に判断して35mと設定し、影響を最小化できるものと評価しました。

(片谷会長)

ありがとうございました。かなりボリュームがありますので、質疑に入りますが、希少動植物については後程非公開で行いますので、今の段階では希少動植物以外に関して議論いたしませんので、ご注意事項です。

最初は大気汚染から騒音振動までの範囲で行きたいと思います。ご質問や意見を承りたいと思います。

(工藤委員)

準備書本編の P.10-1-53 に短期高濃度予測がありますが、その中で気象条件を 3 パターン設定しています。危険気象、ダウンウォッシュ、逆転層を設定していますが、危険気象とは具体的にはどのような現象を想定していますか。

また、大気安定度 A、風速 0.5m/s としていますが、この条件はどのように設定したのか教えてください。

このケースの抽出基準と抽出数についてご説明をお願いします。

疑問に思ったのは、逆転層のところが大気安定度 A になっていたり、危険気象の所が風速 0.5m/s になっていたり、一体これはどのような現象なのかと思いましたので、そのあたりを含めてご説明をお願いします。

(片谷会長)

事業者から回答をお願いします。なお、今日この場で資料がない等の理由ですぐに回答できない内容の質問が出た場合には、後日書面資料で事務局を通じてご回答いただくという選択肢もありますので、今日ここでお答えいただけることは、全部お答えいただきたいと思いますが、そういう方法で進めますので、よろしくお願いします。

(事業者 北坂氏)

この件については、後日回答させていただきます。

(片谷会長)

すぐ回答いただけるのではないかとと思われるのは、工藤委員のご発言の中で、なぜ逆転層の大気安定度 A なのかというあたりは、どうでしょうか。私も疑問を持っているところですが、それを含めて後日の回答になりますか。

(事業者 北坂氏)

はい。

(片谷会長)

それでは、後日というのはまだ次回の日程が決まっておりますが、本件は次回には知事意見のまとめに入らなければいけないスケジュールになっておりますので、できるだけ早く次回の開催日に余裕をもって説明資料という形で回答をいただくようにお願いします。

工藤委員、他の発言はございますか。

(工藤委員)

同じページで煙流実験をしていただいた結果があり、P.10-1-55 には写真が掲載されていますが、考えた通り、逆転層が形成されているところでは、鉛直方向の拡散が抑えられてこのように水平にたなびくというのは予想通りではあるのですが、この煙流の発生は煙突高 35m を想定して放出されたものでしょうか。どの高度から発煙筒を焚いたのか教えてください。

(事業者 北坂氏)

発煙筒を焚いたのは、計画地の所から発煙筒を3本束ねて発煙しました。

(片谷会長)

地上何mの高さで発煙筒を焚いたのかというご質問ですが、いかがでしょうか。

(事業者 北坂氏)

計画地の高さになります。

(片谷会長)

地面ということですか。

(事業者 北坂氏)

地面の上に直接おいております。

(工藤委員)

では、煙突からの煙流を想定したものではないということですね。

(事業者 北坂氏)

はい。

(工藤委員)

対岸に集落がありますが、準備書に示された結果はすべて最大着地濃度に限った言及になっているのですが、やはり人への暮らしの影響を考えますと、対岸の集落にどのような影響があるのかということを示していただきたいと思います。煙流実験も併せて実際に煙突から発生する煙の挙動がどうなるのか、煙は水平にたなびくわけですが、その高度と対岸の集落との位置関係はどうなるのかといった部分が知りたい部分ですので、それがわかるような資料を出していただきたいと思います。

これだけだと、どこにどのような影響があるのかわかりません。この表についても発生源からの距離は最大着地濃度地点からの距離が発生源から800mということでしょうか。

(事業者 北坂氏)

そうなります。

(工藤委員)

これは、分布図もありますか。

(片谷会長)

P.10-1-49にコンター図が掲載されていますから、これを見ればある程度のことはわかりますが、コンター図を描いてあるので、最も距離の近い民家の地点での数値も手元にあると思いますので、その値を示していただければよいと思います。

(工藤委員)

そうですね。

(片谷会長)

そこに住んでいらっしゃる方の懸念は、自分の家で濃度がいくつなのかということですので、それはぜひ説明していただきたいと思います。これも後日で結構ですので、よろしくをお願いします。

(工藤委員)

続いて P.10-1-57 に微小粒子状物質濃度の測定結果を示していただいております、その前のページに計算式が記載されていますが、この式が妥当なのかどうか非常に疑問を感じております。

まず 1 つは、微小粒子状物質 PM2.5 について、携行型の粒子状物質測定器を用いて測定されたということですが、これはこういった測定器なのか、具体的に記載していただきたい。

大月の測定所との対比をされていますが、大月の測定所と同じ測定方法なのか、測定間隔とか測定手法などによって値に違いが出てくるのではないかと思います。本当にこれが信用できる値なのかということがわかりませんが、非常に簡易な測定器なのでしょうか。

(事業者 北坂氏)

パーティクルカウンターという、よく屋内の空気清浄で粒径を分留して値を出す機械です。その機械を大月局で測定しまして、そのまま車で計画地に移動して、粒子径について SPM と PM2.5 の粒径による、同じ空気での相対的な比較という形で実施しました。

(工藤委員)

5 日間しか測定しておりませんが、現地での測定はそれだけでしょうか。

(事業者 北坂氏)

はい。

(工藤委員)

分かりました。大月の測定局のデータはすべて入手されていますか。

(事業者 北坂氏)

調査した期間のみ入手しております。

(工藤委員)

そらまめ君で確認したのですが、大月局では PM2.5 を測定していなかったのですが。

(片谷会長)

確か大月局では、常時監視項目に入っていますよね。いつ入ったのですか

(事務局土橋副主幹)

大月・上野原地域に PM2.5 の測定局があったと記憶しております。詳細は大気水質保全課に確

認してご報告します。

(工藤委員)

データがあるのは、とてもよいことです。

このPM2.5とSPMの平均比を大月局のデータを利用して換算していらっしゃいますが、その値がこの表を見ると、随分平均比が違ふと感ずますが、この辺は測定期間が違ふという解釈でそういう判断をなさっているのか。

そういったことが種々ありまして、この式で計算して微小粒子状物質濃度の年間値を算出するのが妥当なのかどうかということについて、いくつか疑問点がございます。妥当であるというバックデータというものを記載していただきたいと思ひます。

(片谷会長)

PM2.5とSPMの間にかなり高い相関があるということについては、論文等にも出ていますから、そういうことを引用していただき、その考え方に準拠して予測値を求めたということの説明をしていただければよいと思ひますが、そういう説明が図書の中に記載されていないと思ひますので、文献を引用した上で説明していただくということでございます。

PM2.5の予測手法は公式に技術指針等の形で出ておりませんから、こういう方法で実施されたということ自体は、決して問題ではなく、PM2.5をなんらかの形で予測しようとした姿勢は評価できるのですが、説明はしっかりと記載していただきたいと思ひます。

(事業者 北坂氏)

後日説明させていただきますと思ひます。

(片谷会長)

大気について発言させていただきますと、今の点を含めて、予測は一生懸命やられていてそこまでは評価できるのですが、他の項目例えば騒音などでは負荷量などという言葉が使われていたと思ひますが、大気に関してはそのような発想で評価がなされておりません。特に工事中においてはかなり高い負荷率になるはずで、それは高い負荷率を出すことを恐れていても何も始まりませんので、しっかりと現況と比較してこのくらい上乘せになります。だから低減のための保全措置をこれだけやりますという説明にさせていただく必要がございますので、現況との比較が基本になるという認識をお願いいたします。

これは大気に限ったことではありませんが、大気がこの案件に関しては主要な予測評価項目ですので、ぜひその辺を意識して、まず準備書の段階でも補足資料を提出していただきたいし、最終的に提出される評価書においてもそれを含めた記載にさせていただくことを指摘しておきたいと思ひます。

(事業者 飯村氏)

先ほどの所で詳しく説明しておきますが、準備書本編のP.10-1-20です。スライドには負荷量は記載しておらず結果のみ記載させていただきましたが、例えば建設機械の稼働については、表10-1-10のように付加濃度についても記載しております。このような形によろしいでしょうか。

(片谷会長)

そうです。そういう数字を使って評価の文言を記載していただきたいということです。P.10-1-23に評価が記載されていますが、その前の表に負荷濃度や負荷率が記載されていて、それを評価の所で使用して説明していただかないと、評価の記述としては不十分だということです。

(事業者 飯村氏)

分かりました。

(片谷会長)

福原委員お願いします。

(福原委員)

騒音及び低周波音、振動についてお伺いします。

本編で言うと P.9-18 に測定点が記載されておりますが、現況の測定点に、平面図上ですと、計画地から最短距離を取っているように見えますし、音源から最も近い距離を取るというのも一つの手法ですが、逆に影響を及ぼすと思われる集落内に踏み込んでいないのはどうしてかと思いました。

こういう形状の所では、例えば鉄道や幹線道路等々の騒音・振動、特に低周波音は近傍で測定すればその音はとれますが、場合によってはそれが傾斜地ですと集落にどのように伝わるのか、また違った状況になるということもあると思います。できれば、集落の中で代表的な地点を1か所程度設置しておけば、より親切だと思った次第です。

具体的なことについて、お伺いします。

先ほどのご説明で、現在の騒音測定結果において、風による木々のこすれや夜間走行車両により基準値を超過しているということがありました。夜間走行車両により基準を超過した場合には、対象の自動車の音になりますが、木々によるこすれ音というのは、可能な限り削除する方向にもっていかないとデータが大きい方向にいけますので、そのままデータを使用してよいのかと感じました。大差はないと思います。

次に、予測時に環境基準を出す場合に、夜間・昼間の時間の平均値となっています。それはその通りですが、こういうところであれば、毎正時で見えていくと大きく変動していることが予想されます。その場合に、施設ができてから、夜間の現況騒音が小さくなったときに、クレームが生じるのではないかと。そういうことも少し情報があれば、我々としてはより良い判断、方向性が出てくると思った次第です。すべてを昼間と夜間の2つにくくっておりますが、その変動がどのようになっているかということがわかれば、より判断しやすいと思います。

次に低周波音、空気振動と記載しておりますが、最近環境省では空気振動という言葉をやめて低周波音を使っておりますが、低周波音なら低周波音に統一していただいた方が良いと思います。

低周波に関する説明時に、基準値という言葉が出てきたと思いますが、用語をうまく使っていないと誤解を与えたいと思います。92dB を先ほど基準値といわれたと思いますが、92dB を目標値としている根拠をここに当てはめてよいのかどうかということです。この92dB は、随分前10年以上前に調査をした結果、これを超えると苦情が出ているということで、92dB という値ありきではないということ、もう一度考えていただいた方が良いかと思います。

振動について、時間率振動レベル80%レンジの上端値が、測定レベル計の測定下限に近いような値になっておりますが、騒音レベルで言うとかかなり大きい値になっております。騒音レベルに対し

て振動レベルが小さいということで、私の想像ですが、本当に対象としている振動源のみを測定したのだろうか。つまり道路交通走行車両振動を測っているのであれば、それは納得できるのですが、至近距離で測った時に、道路端ですから、本当にこのような数値になるのかということを感じました。あまりに騒音と違いすぎることがありました。

保全措置について、大きな騒音源を建屋内に入れるということを記載した時に、遮音性能的なものは、基本的に周波数ごとに計算していくわけですが、それに対して音源はデシベルAならデシベルA、音響パワーレベルで言うところのデシベルAだと思いますが、審査の際に見やすいようにするためには、片方で周波数分析を出すのであれば、周波数分析の結果で低減効果はどのようになっていくのかというプロセスが図表等でわかるようにした方がより親切だろうと思いました。

ほかにも細かいところがございますが、環境保全措置を記載している中で、復水器等を遮音すると記載しておりますが、このような遮音は、私の経験ですと、例えば吾妻バイオマス発電事業の説明がございましたが、低い卓越周波数は、12.5Hz や 16Hz にあったと思います。次は 25 ~ 50Hz くらいの所に広帯域があったわけですが、そういった部分の特に低い周波数帯について、遮音できる根拠というのはどうなっているのか、結果の説得力といいますか、理解するうえで難しい部分があるなと感じました。

ほかにも纏々ありますけれども、大きな意味でより見やすく説得できるようにしていただければありがたいと思います。以上です。

(片谷会長)

今のご意見に対して、今日の時点で回答いただけることはございますか。ないようですので、後日説明資料を提出していただくということでお願いいたします。

悪臭の項目を飛ばしましたが、悪臭についても同じようなところがございまして、せっかく群馬の施設における状況ということで、保管倉庫搬入口の値として引用しているわけですが、せっかく類似の前例があるので、あらゆる予測評価項目についてできるだけ、実績値を使って説明していただいた方が説得力があると思います。先ほどの騒音・振動防止効果についても同様で、この施設でやられている方法があるならば、それによる削減効果、実績値があると思いますので、この辺もより充実させていただきたいというのが、全体を通した指摘です。

(福原委員)

計画地周辺は、もともとそこにある音源といいますか、自然の音と生活の音、それに中央道の自動車走行音、中央線の鉄道騒音、さらには国道 20 号の音が人工的な音として入るわけですが、こういう場所では、基準値、環境基準でも規制基準でもよいですが、そういった数値とは別に、耳障り音として、あるいは小さいときには気になっていなかった音がということに、最後はいくことがなきにしもあらずなので、その辺についての配慮も頭のおきながら計画を立てていくとよりスムーズにいくのではないかと考えております。

(片谷会長)

時間がおしておりますので、先に進ませていただきます。

では、水質汚濁、水象、地盤沈下、地形地質、日照障害までを次のブロックとしてご意見をいただきます。平林委員どうぞ。

(平林委員)

水の関係でお伺いしたいと思います。

まず、排水口の位置、水を出す場所を確認させてください。

(事業者 勝間氏)

準備書 P.1-18 をご覧ください。

(平林委員)

この赤いところでよろしいですか。ありがとうございました。

準備書 P.9-51 に水生生物の調査地点というのがあるのですが、ここでは T1 地点で水生生物の調査を行っていますが、P.9-52 では T1 地点が P.9-51 と位置がずれています。どこで水生生物の調査を行っているのですか。

(事業者 勝間氏)

P.9-52 の T1 地点が間違っています。もっと上流になりまして、P.9-51 の地点があります。申し訳ございません。

(平林委員)

分かりました。

私がお願いしたいことは、A 沢に水を排水後、本川に合流して、実際には、T5 と T6 の値を使って予測をしている。その結果、「水温やその他の項目についてはほとんど変わらない」という予測結果でよろしいですね。

(事業者 勝間氏)

はい。

(平林委員)

そうですね。そうすると、排水口の位置が A 沢のその地点だとすると、排水量的には A 沢の水と排水の水量がほぼ同じ、場合によっては半分くらいの水量になるわけですね。A 沢に水を排水するわけですので、A 沢については影響が出るけれども、T4 ~ T6 の位置については、この予測のとおりで大きな影響はないという記載の方が、正直かなと思います。そうでないと、このまま T5 と T6 を使って予測をすると、ここに書いてある通り、「もともとの排水量が少ないので大きな影響がない」ということで、「A 沢でも影響は出ない」となってしまいます。おそらく影響はあるはずで、A 沢の底生動物の結果を見ると、ブユなど、水温が低いところに棲む生物が採集されてきていますので、やはり影響はあるのだらうと私は予測します。したがって、基本的に大きなフレームでの予測は間違っていないと思いますが、もう少し正直に「A 沢においては部分的に下流側で影響が出てくる。ただし、本流と合流すると本流の流量が非常に多いので、大きな影響はないと予測できる」という流れにしておいた方が、私は正直かなと感じました。いかがでしょうか。

(事業者：勝間氏)

底生生物についてということでもよろしいでしょうか。

(平林委員)

そうですね。例えば流量については、P.10-7-2 にA 沢やB 沢の水量、水象の関係をまとめていただいております。A 沢を見ていただけるとわかるように、排水する水の量が 0.0003m³/s ですので、半分程度の水量がA 沢の水、残りの半分が排水となりますね。そうすると、「影響がない」ということは、ありえないと思いますが。ただ、全体としては本流と合流した後は問題ないと思いますので、そのように評価していただいた方がよいということですが。底生動物と水温についてです。

(片谷会長)

要は、説明の仕方として、A 沢については少なからず影響があるけれども、すぐに笹子川に合流するので、全体としては影響は軽微である。ただし、A 沢の生物については影響がありうるということを書き書いていただきたいということです。すべて笹子川の T5 及び T6 地点における評価だけで済ませることがないよという意見です。

(事業者：勝間氏)

はい。わかりました。

(佐藤委員)

A 沢の話が出ましたので、意見を述べさせていただきます。方法書手続き時にも地下水と沢の水を利用することについて意見を述べて、知事意見として知事からコメントがあったと思いますが、結果として今議論されたように、A 沢から 1 日 35m³ 取水すると記載されています。A 沢が一番流量の少ない冬季には 43m³/日しかないのですが、この点問題ではないのですかと質問したと思います。これに対して取水口と排水口の位置は若干離れておまして、その間は枯れることが想定されます。現場を見ていますので知っていますが、護岸されているので大した生物はいないという解釈もあるかもしれませんが、事実としては枯れてしまいます。この点を知事意見では指摘していますが、どのようにお考えでしょうか。

(片谷会長)

取水時にほとんど水がなくなることによる生物への影響、A 沢の生物についてどこかに記載はありますか。

(事業者：勝間氏)

方法書手続き時のお話ですが、最初は P.9-52 にある T1 地点での調査を予定しておりましたが、審議会において、生物がないような地点なので上流部で設定しなさいということで地点を変更した場所でございます。

ですので、上流部の調査は実施しておりますが、取水地点及び放流地点となる部分の調査は実施しておりません。準備書にはその部分についての記載はありません。

(佐藤委員)

内容を確認したところ、どこにも記載されていませんでした。水の問題は非常に重要ですので、いまさらいうのもあれですが、非常に水の少ないA 沢から 90%以上も取水してよいのでしょうかと

ということです。何か別の方法は考えられないのでしょうか。評価していないので、どのようにするのか。

(片谷会長)

少なくとも、調査地点をずらしたことについては、方法書段階の意見として言っているのですが、それを今から戻しなさいということは言いませんが、しかし、魚が下ってくるということもあるわけで、水がなくなってしまうと魚が生息できなくなってしまうということが起こりうる話ですから、水がすべてなくなってしまうような対策については、やはりアセス書内で保全対策の一つとしてコメントしておいていただきたいと思います。

(佐藤委員)

人間から見れば何の役にも立っていないような沢であっても、そこに生きている昆虫や鳥にとっては非常に重要な部分ですので、完全に乾燥してしまうと何もそこから生まれませんので、取水するにしても少ない時期には取水しないなど、水の流れを途切れさせない保全措置が必要かと思います。

(事業者：勝間氏)

保全措置としてそのようなことを追加したいと思います。

(片谷会長)

これは、追加を検討していただくということで次に進みたいと思います。

このあたりの分野は、今日ご欠席の坂本委員や角田委員から何か意見がありますでしょうか。

(事務局：土橋副主幹)

特に意見をいただいております。

(片谷会長)

では、今回はまとめの方向に入らなければなりませんので、ご欠席の委員にはなるべく早く事務局あてに意見を伝達するようにお伝えください。本日ご出席の委員の皆様も、追加のご意見は同じですので、事務局に提出していただき、事業者からなるべく早く回答いただき、次回の審議に反映させることができるようにしていただきたいと思います。

日照について、煙突の方が高いので予測結果は良いのですが、モニタージュを見ますと、煙突だけでなく建物も結構大きいので、建物も影も河川敷までしかいきませんということを示しておかないと、住民の方々の安心にはならないと思いますので、本編に掲載されていないようでしたら、建物を含めた日影図を追加していただいた方が良いと思います。

(事業者：北坂氏)

本編に掲載しておりませんので、追加させていただきます。

(片谷会長)

住民の安心のためですので、今日示されたフォトモニタージュによると私の予想より大きい印象を受けますので、景観上もちろんのこと、影も心配される方も出てくると思います。

では、続いて植物・動物・水生生物・生態系の部分に入らせていただきます。

(鈴木委員)

資料編にある植物群落の調査について、調査地点はリストアップされているでしょうか。また、植物調査のルートも同様です。

(事業者：勝間氏)

準備書の P.9-42 に記載しております。

(鈴木委員)

保全すべき植物のカワモズクの評価結果において、事業による影響はないものと予測される。ただし、濁水の放流路は生息地に直接流入するおそれのないところに計画するなど配慮して、影響を回避すると記載しておりますが、この表現はおかしいのではないのでしょうか。影響がなければそれで終わりですので、影響がない前提としてこのような配慮をしたということではないのでしょうか。この部分は、不十分な表現ではないかと思えます。

それから、図 10-11-3 (P.10-11-25) に記載されている右側のカワモズクとヒエガエリの位置ですが、これを見たときに、カワモズクは影響あるけれどヒエガエリは影響ないということと言えるのでしょうか。非常に場所が近いと思えます。ヒエガエリの生息地が砂礫地であるから影響はないとされていますが、カワモズクが放水方法により影響を受けるのであれば、こちらも同じように影響を受けると考えられますが、いかがでしょうか。

(事業者：勝間氏)

私が作成した部分ではないのですが、カワモズクは、川の中にいる植物ですので、影響があるという表現になっていると思えます。ヒエガエリは砂礫地に生息するので直接流入排出に関する影響はないという説明になっていると思えます。それでは説明が不十分ということでしょうか。

(鈴木委員)

カワモズクの所では、放水路の場所によっては影響がある可能性があるかと記載されているのですが、ヒエガエリには放水の影響がないという理解でよいのですか。砂礫地だから少しレベルが高いから影響がないということでしょうか。

(事業者：勝間氏)

その通りです。

(鈴木委員)

それほど降水量は多くないということですか。

(事業者：勝間氏)

計画地から出る排水に対しては影響はないということです。

(鈴木委員)

計画地造成時の降水に伴う濁水の放水に伴う影響はないということによいですか。

(事業者：勝間氏)

そのように解釈していただいてもかまいません。

(大久保委員)

カワモズクですが、普通藻類は植物に分類しません。維管束植物と藻類は別の立場になるわけですね。水の中ですからね。どうして今回カワモズクを植物の中に入れたのか。準備書のリストは、普通は維管束植物であるとしており、コケ類は入っておりません。ましてや紅藻類は入っておりません。それであれば褐藻類もすべて見なければなりません。ですので、これは水生生物に分類するべきではないでしょうか。そうしないと先ほどのような問題が出てきます。カワモズクは水の中なので、影響を受けると。ヒエガエリとは対象が違うわけです。植物に分類するのでおかしくなると思いますが。カワモズクは植物ではなく水生生物に分類すべきだと思います。

(事業者：勝間氏)

分かりました。カワモズクについては、植物ではなく水生生物に分類するようにしたいと思います。

(片谷会長)

そうするとこれはかなり大幅な変更になりますので、評価書段階の対応になるかと思いますが、知事意見には盛り込むということをお願いいたします。

(事務局：土橋副主幹)

はい。

(片谷会長)

今の件、鈴木委員もよろしいでしょうか。

(鈴木委員)

結構です。

(片谷会長)

他に生物関係でご意見を伺いたいと思います。

(大久保委員)

誤りを指摘したいと思います。準備書の中で資料 6-3 の植生調査票についてです。非常によく調査してありますが、この中でアキチヨウジという種が記載されていますが、これはセキヤノアキチヨウジだと思います。アキチヨウジは関西圏しかありません。セキヤノアキチヨウジだと思いますが、ご確認ください。

(事業者：勝間氏)

了解しました。確認いたします。

(片谷会長)

他に生物系の委員さんはいかがでしょうか。

一旦生物系の質疑はここで打ち切りまして、お気づきの点は事務局に連絡いただければと思います。

(湯本委員)

生態系の要注目種のホンドリカルの取扱いですが、移動経路の分断ということでロードキルが出ることが記載されています。これは保護という点から考察されているのですが、例えばそこで移動経路が変更された場合に住宅地なり、周辺の畑なり、シカたちがどういう動きをしていくかということで、地域の方たちはかなり神経質になっているところがあると思います。ですので保護という観点からのみではなく、被害を及ぼす生物であるということを考慮して、保全措置を検討していただきたいと思います。

(片谷会長)

被害というのは、食害ですか。

(湯本委員)

食害ですね。そういうこともありうるということも考慮していただきたい。

(片谷会長)

そういったこともありうるということで、保護することで生活にマイナスの面が出てくるという指摘ですので、持ち帰っていただいて評価書までには追加の保全措置をお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、景観、人と自然の触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス等残っているすべての項目を審議いたします。

(石井委員)

最初に、ルートという考え方を示していただいたのは良かったと積極的に評価しようと思います。

しかし、先ほど会長からの説明にもありましたように、これほど建屋が大きいというイメージはありませんでした。この寸法が見当たらず、1章を見ると断面図と平面図は記載されているのですが、建屋がどのような寸法であるのかということが見当たりません。どこかに記載されているのでしょうか。

(事業者 勝間氏)

建屋の寸法は正式に決定していないところがございます。そのため、P.1-3 に示した断面図の最大高さを取って示したことにより、建屋が大きくなっているということがございます。

(石井委員)

今のご回答でどういう意味かということは理解いたしましたが、そうだとすると、影響をどのように低減するのかといったときに、建物の形をどうするのかという話がまったくできていないとい

うことになりますね。それはまずいですねということです。だからかもしれませんが、フォトモンタージュとして提供されていますが、今の時代でこれをフォトモンタージュというのは厳しいと思います。他事業の準備書をご覧いただければ、どのレベルのCGが世の中で使われているのかということがわかると思います。これで評価するというのは厳しいです。形態をどのように操作すれば、風景の中におさまるのかというのが、これだとまったくわからないので、そこをしっかりとやっていただきたいと思います。

それから、煙突の高さを検討されていますが、大気質の項目やP.7-6にメーカー標準が35mと記載されています。そうするとかなり初期の段階で35mは決まっていると理解したほうが良いと考えたときに、35mと高いケースと比較すれば、35mは低減したことになりますが、35mと決まっているのであれば、煙突をどこに配置すれば目立たないのかということを検討していただきたいと思います。景観の面から言えば、煙突は低い方が当然よいわけで、その辺が前から読んでくるとおかしいかなと思います。それから、建屋の形自体も中のレイアウトの工夫でどうやっておさめるのかという工夫も今の段階でできてきてもよいのかなと思います。平面図で随分細かく記載されていますので、そういうことをしていただきたい。

フォトモンタージュに関してですが、生態系の所で植栽の絵が描いてあるのですが、そこには細かく記載されている(P.10-14-22)のに、景観のところは絵の密度が低いので、しっかりと検討していただきたい。

それから、親水公園から見たところというところで、20号線のルートにこだわって話をしているからだと思いますが、公園の中でより近い視点があると思いますので、その地点から見るとさらに巨大に見えますので、その地点を記載したほうが良いと思います。

評価について、「大」「中」「小」と記載していただき、風景が変化すると予測されると書いてありますが、どういう対策に結びつくのかということがわかるような表現を入れたほうが良いと思います。例えば、「川岸の植生の連続性を切ってしまう」と記載すれば、連続性が元に戻るような植栽をすればよいということになりますし、スカイラインを切るということであれば、それが目立たないような視線誘導する景観のデザインができるかというように、どういう問題が起きるのかということに注目して記載していただきたいと思います。対策につながるコメントをお願いしたいということです。

それから、根本的にはフォトモンタージュの精度を上げていただくともう少し議論ができると思いますが、現時点では景観に関してはこれくらいしか言えません。

人触れについて、景観と同様のことは省略いたしまして、間違った表現があるのではないかとということで、その部分のみ指摘しておきます。P.10-16-3、表10-16-3(1)、(2)の所で、利用状況の結果の概要のところ、「隔たりなく」と記載されていますが、偏りが無いという意味で使われているのではないかと思います。色々な年代の方が偏りなく使用しているという意味だと思いますが、いかがでしょうか。

(事業者 勝間氏)

そうですね。

(石井委員)

修正をお願いします。以上です。

(片谷会長)

ありがとうございました。たくさん指摘がありました。フォトモンタージュは確かにもう少し具体的にさせていただきたいと思います。準備書の P.1-11 に平面図、施設の配置図が掲載されており、詳細な設計はこれからまだ動く部分があるとしても、掲載されている図面を想定したフォトモンタージュを造っていただくというのが本来のアセスのやり方で、もし景観にも影響するような変更があった場合には、評価書が出た後だったら、変更届を出していただくという方法がございますので、設計が詳細にできていないから、ラフなモンタージュしかできないということではありませんので、そういうつもりで対応していただきたいと思います。

(石井委員)

当然ですが、土工も含めてモンタージュの作成をお願いします。

(片谷会長)

そうですね。これだと建物の形しか見えておりませんが、斜面を平らにするので擁壁や法面ができますよね。それらを含めたモンタージュを掲載していただくのが本来のアセス資料ですので、ぜひ対応願います。時間的に間に合わないようでしたら、次回でも構いませんが、可能であれば次回以前にいただくと、石井委員がコメントを出せますので、よろしくお願いします。

廃棄物の所ですが、項目は廃棄物発生土ですけれども、発生土は出さない計画でしたよね。敷地内で切り盛りを行うということですよ。それであれば、あとは廃棄物ですので、ここに記載されているように、再資源化できるものはするし、できないものは適正に処分してくれる処分場に委託するという主旨だと思いますので、これは徹底してやっていただくしかないと思いますので、新たな意見としては申し上げなくてもよいのかなと思います。

後は、温室効果ガスですが、パワーポイントの資料の P.56 ですと、99%削減されるという割合ですけれども、要は通常の化石燃料を燃やす火力発電と比較すると、これは燃料がバイオマスだからカーボンニュートラルなので 99%削減ですという意味ですよ、ここで言われているのは。

(事業者)

はい。

(片谷会長)

事業特性上、ここがバイオマス発電の一番の売りの部分だと思いますので、これは今日ののための説明資料ですが、ぜひメリットの部分はアピールするようにしてください。環境アセスは、環境への負荷を評価するものだと受け取られがちですけれども、プラスになる部分は積極的に強調していただくと、環境負荷を減らせるということも、併せてアセスの対象であるということも、受託しているコンサルタント会社の方にも認識していただきたいと思います。遠慮する必要はありませんので、プラスの部分は積極的に強調するように、図書の中でも記載していただきたいと思います。

一方で、カーボンニュートラルにも若干注意が必要な部分があって、この事業が当てはまるとは言いませんが、一本の木が成長するのに何十年もかかったものを、どんどん伐採したら、カーボンニュートラルといっても、単年度で見ると二酸化炭素は増加してしまいますので、この事業では大量に森林伐採を招くものではないということも含めて説明していただきたいと思います。要は、新たな森林伐採をせずに他に使えないバイオマスを集めて発電しようという主旨ですよ。その辺を

説明すると、この事業がいかに環境負荷を減らせる事業であるのかということアピールできると思います。アセス図書にもそういったことを記載していただきたいと思います。
煙突高についての総合評価ですけれども、石井委員から意見がありました、工藤委員なにかありますでしょうか。

(工藤委員)

大気的面からみると、高いにこしたことはないのですが、景観を含めてよい面悪い面を表形式にして、どうするのが最も環境に負荷を与えないのかということと比較していただければよいと思います。

(片谷会長)

それは今の図書に入っていますか。今日のパワーポイントの資料では最後に文章だけで説明されています。既に図書に入っていればそれでよいですが、もし入っていないのであれば、そこは大事なポイントなので、マトリクス形式で利害得失をこのように判断して 35mにしましたということがわかるようにしていただきたいと思います。

(事業者：北坂氏)

図書には、文章しか記載がありませんので、表に整理してわかりやすいように記載いたします。

(片谷会長)

予定の時間を超過してしまっておりますが、貴重種の審議が残っております。
貴重種の審議に入りたいと思います。

= 非公開審議 =

(片谷会長)

それでは、大幅に時間が超過してしまいましたが、本日の審議はここまでにさせていただきます。
議事ではその他となっておりますが、事務局から今後のスケジュール等の説明をお願いします。

3 その他

(事務局：土橋副主幹)

今後の審議会の進め方についてご説明いたします。

詳細な日程については、今後調整させていただきますが、4月いっぱいを目途に先生方から追加の意見をいただきたいと思います。そういった中で、事業者から意見概要書等が出てくるタイミングを見計らって一度現地調査を行いたいと思います。現地をご覧になられた先生もいらっしゃると思いますが、準備書を踏まえてもう一度確認しておきたいという部分もあると思いますので、そういった部分で現地確認できればと思います。

第2回目の審議会としまして、準備書の意見形成の4か月の間に開催いたしまして、その際には今回いただいた意見や追加でいただく意見、現地調査の折にいただく意見をベースに知事意見のたたき台を用意したいと考えております。最終案を第3回の審議会でご固める中で、知事意見を提出するというように段取りを考えております。事業者から提出される意見概要書のタイミングにより前後

いたしますが、今後日程調整させていただきます。

(片谷会長)

事業者の方については、委員からの質問が事務局を通じて多少五月雨式にお伝えすることがあるかと思いますが、できるだけ迅速な対応をお願いいたします。

それでは、本日の議事は以上で終了しますので、事務局にお返しいたします。

4 閉会

(事務局 河西補佐)

片谷会長、ありがとうございました。これをもちまして環境影響評価等技術審議会を終了させていただきます。長時間の審議、ありがとうございました。

以上